

駐車スペースの確保について

【1】目的

共同住宅等の建築をする場合、敷地内に駐車スペースを確保することにより、敷地周辺道路の違法駐車を抑制し、良好な住環境の確保や近隣住民とのトラブルの防止を図ることを目的としています。

【2】対象範囲

「共同住宅」、「寄宿舎」、「事務所・店舗その他これらに類する用途を兼ねる共同住宅や寄宿舎」などが対象となります。

【3】指導基準

- ・戸数が20戸以下の場合は、戸数の3分の1以上の台数分の駐車スペースを確保すること。
- ・戸数が21戸以上の場合は、戸数の2分の1以上の台数分の駐車スペースを確保すること。
- ・単身者の居住の用に供する共同住宅^{*} 及び寄宿舎においては、戸数の4分の1以上の台数分の駐車スペースを確保すること。
- ・商業地域及び近隣商業地域を除き、住宅以外の部分も戸数の対象とする。
(店舗等業務の車の利用状況を考慮し、駐車場を確保するよう努めること。)
- ・1台分の駐車スペースは、乗用車の駐車に支障のない広さとすること。

用途地域	戸数対象	駐車スペースの数
近隣商業地域 商 業 地 域	・住 戸 ・管 理 人 室	・戸数が20戸以下の場合は、戸数の1/3以上の台数分 ・戸数が21戸以上の場合は、戸数の1/2以上の台数分 ・単身者の居住の用に供する共同住宅 [*] 及び寄宿舎においては、戸数の1/4以上の台数分
その他の地域	・住 戸 ・非住宅部分 ・管 理 人 室	上記の駐車スペースを確保すること。

※単身者の居住の用に供する共同住宅とは、その専有面積が40m²未満のものとする。

【4】その他

- ・都市計画法第29条の開発行為の許可に該当する場合は、別途基準がありますので都市計画推進部 開発審査課 開発審査係（06-6858-2425）と協議をしてください。
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）又は、大阪府福祉のまちづくり条例に該当する場合は、身体障害者用駐車施設等について、都市計画推進部 中高層建築調整課（06-6858-2116）と協議をしてください。

詳しいことについては、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

豊中市 都市計画推進部 建築審査課

第二庁舎 5階 Tel 06-6858-2860